

下北地域森林計画 変更計画書

(下北森林計画区)

自 平成31年4月 1日
計画期間
至 令和11年3月31日

平成30年12月樹立
令和元年12月変更(第1回)
令和 2年 9月変更(第2回)
令和 3年12月変更(第3回)

青 森 県

目 次

1	下北地域森林計画の変更理由	1
2	下北地域森林計画の変更内容	3
II 計画事項		
第3 森林の整備に関する事項		
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	3
2	造林に関する事項	
(1)	人工造林に関する指針	
ア	人工造林の対象樹種に関する指針	3
イ	人工造林の標準的な方法に関する指針	4
(2)	天然更新に関する指針	
ア	天然更新の対象樹種に関する指針	4
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	4
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(2)	木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
ア	区域の設定の基準	5
イ	施業の方法に関する指針	5
5	林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)	林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	5
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	6
(5)	林産物の搬出方法等	
ア	林産物の搬出方法	6
イ	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	7
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	7
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	7
第4 森林の保全に関する事項		
1	森林の土地の保全に関する事項	
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	7
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	7
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
2	保安施設に関する事項	
(3)	治山事業の実施に関する方針	8
第6 計画量等		
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	9

1 下北地域森林計画の変更理由

【理由1】令和3年6月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」においては、人工林資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿へと誘導していくこととしていますが、近年の主伐面積に対する再造林面積は低位にあるほか、皆伐地において粗雑に作設された集材路からの土砂流出や、安易な天然更新の選択なども見受けられます。

このため、適正な伐採と更新の確保を図るべく森林計画制度の運用見直しが行われ、これを速やかに実施していくため必要な事項を地域森林計画に反映するものです。

〈主な変更内容〉

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に、集材については「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法で行う旨を追加します。

(2) 造林に関する事項

人工造林については、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の植栽を推進することとして苗木の増産に努めることや、低密度植栽など低コスト造林の導入に努めることを追加します。

天然更新については、前生稚樹の生育状況や母樹の存在など森林の現況にも留意することとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を市町村森林整備計画において定めることとします。

(3) 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林において、新たに「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設けることとし、この基準を定めるとともに、当該区域の人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

(4) 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の開設について、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応を踏まえて整備する旨を記載します。

また、新たに、林産物の適切な搬出方法について定めることとします。

(5) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保について、客観的評価の促進等による処遇の改善や、ICTを活用した生産管理手法の導入について追加します。

また、高性能林業機械の稼働率向上の促進について追加します。

(6) 森林の土地の保全に関する事項

林地開発に関する昨今の動向を踏まえ、太陽光発電施設の設置にあたっての留意事

項について追加します。

(7) 保安施設に関する事項

災害の発生形態の変化を勘案した治山事業の実施や、流域治水における方針について追加します。

【理由2】天然更新の対象樹種について「青森県における天然更新完了基準」に定めた内容を地域森林計画に反映するものです。

【理由3】令和3年6月に変更された「全国森林計画」に即して天然更新の計画量を見直すものです。

2 下北地域森林計画の変更内容

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

ア～イ （略）

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針【理由1】

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定に当たっては、適地適木を基本とし、地域の自然条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹などの多様な造林を進めるとともに、特定苗木や、少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の植栽を推進することとし、

苗木供給体制の整備等によりその増加に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針【理由1】

森林の確実な更新を図るため、自然条件、既往の造林方法等を勘案した適地適木を基本に、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として次のとおり定めることとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数(本/ha)
スギ	1,000(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎)～ 4,000(中)～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎)～ 3,000(中)～ 4,000(密)
キリ	300(疎)～ 450(中)～ 600(密)

注 1 保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

2 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。

3 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

(2) 天然更新に関する指針【理由1】

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主に天然力活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針【理由2】

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

更新対象樹種は、針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、将来その林分において適確な更新が可能である高木性の樹種とします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針【理由1】

ぼう芽更新に適した樹種や天然下種更新に必要な母樹又は母樹林の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近

隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新の確保が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準【理由1】

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとします。

また、この区域のうち、林班の5割以上が人工林であるなど人工林を中心とした林分構成で、かつ林地生産力が高い森林において、下記全てに該当する区域を、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとします。

- ・平均傾斜30°未満
- ・林道等までの距離1,000m未満
- ・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の指定がない

なお、(1)の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。

イ 施業の方法に関する指針【理由1】

(ア)～(ウ) 省略

(ア)～(ウ)のほか、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方【理由1】

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成

単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応を踏まえ、優先順位に応じた整備を推進することとします。特に、林道の開設については適切な線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な配置、排水施設の適切な設置等を推進し、既設林道の改築改良については必要に応じて曲線部の拡幅や排水施設の機能強化などの質的向上を図ることとします。

【基幹路網の現状】(H30. 3. 31現在) 単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
幹線路網	119	177.4
うち林業専用道	0	0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度を次の表のとおり定めることとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	30以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	23以上
	架線系作業システム	25以上	23以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60以上	16以上
	架線系作業システム	20以上	16以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法【理由1】

林産物の搬出については、現地の地形や地質、土壌、湧水等の状況を十分確認し、土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定して必要最小限の集材路等を計画するものとします。急傾斜地等の地形、地質、土壌等の条件が悪い場所においては架線集材の検討を行い、集材路を作設する場合は、盛土を丸太組で支える等の十分な対策を講ずるものとします。

集材路・土場の作設時には、土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画、切土・盛土の抑制及び残土の処理、路面保護や排水処理を適切に行うとともに、生物多様性や景観へも配慮するものとします。

また、伐採後の植栽作業を想定して効率的な地拵え等が行えるよう枝条等を整

理することとし、天然更新を予定している場合は、萌芽更新や下種更新等の妨げとならないよう枝条等を山積みにするのを避けることとします。

搬出後、枝条や残材を現場に残す場合は溪流沿いや道路脇に積み上げず、置く場所を分散させる等の対策を講ずるものとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 【移動事項】

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針【理由1】

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等林業事業体における雇用の安定化や他産業並の労働条件の確保、技能などの客観的評価の促進等雇用管理の改善及び労働災害防止対策を推進するとともに、林業への就業希望者を対象に基礎的な知識や技術の習得を支援する「青い森林業アカデミー」の実施のほか、青森県林業労働力確保支援センターが実施する高性能林業機械による作業システムを習得するための研修や、国の「緑の雇用」事業と連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体における経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や、施業の集約化による事業量の安定的確保と生産性の向上、他の事業体との協業化、事業の多角化等を推進することとします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進【理由1】

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、環境負荷の低減にも配慮しつつ、非皆伐作業にも対応した高性能林業機械の導入や稼働率の向上を促進することとします。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 【移動事項】

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 【移動事項】

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項【理由1】

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力

避けることとします。

また、土石の切取り、盛土を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講じることとします。特に、再生可能エネルギーの導入拡大により増加している太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施などに配慮するよう事業者を指導することとします。

2 保安施設に関する事項

(3) 治山事業の実施に関する方針【理由1】

近年の大雨等による土砂流出や流木災害の激甚化等、災害の発生形態の変化を勘案しつつ、自然災害から地域住民の生命・財産を守り、県土の保全を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全などを行うこととします。

また、流域治水における「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、浸透・保水機能を維持・向上させるための森林整備に取り組むとともに、地域における避難体制の整備など減災に向けた効果的な対策を講じるほか、コスト削減や豊かな環境づくりにも配慮するものとします。

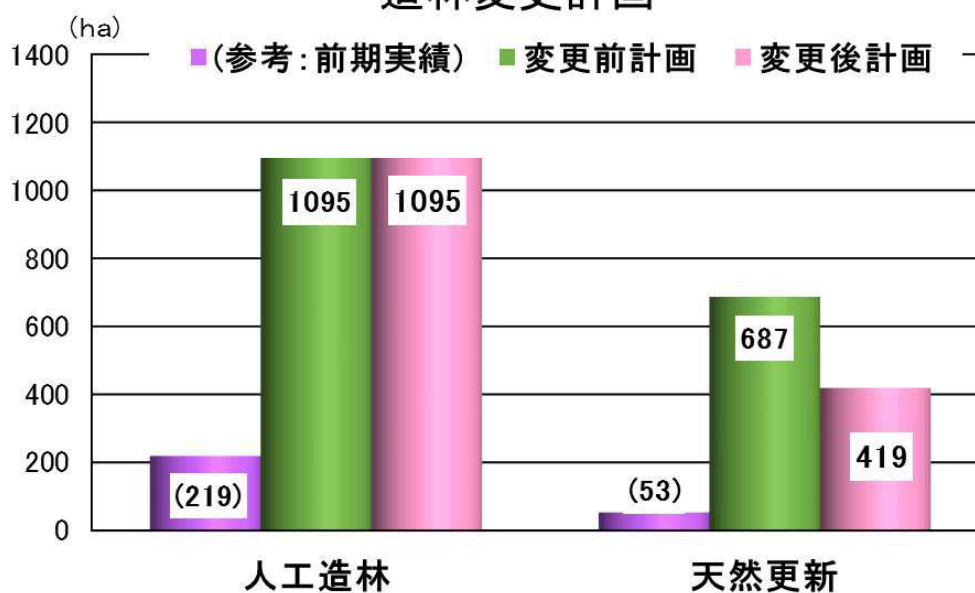
第6 計画量等

3 人工造林及び天然更新別の造林面積【理由3】

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,085	507
前半5ヶ年の計画量	1,095	419

造林変更計画



変更後の全国森林計画に即して、天然更新の実績等をふまえ、計画量を39%減とします。